経営形態の比較

栓呂形態の比較		地方公営企業法		独立行政法人		松中然70 故州中	
	区分	一部適用(現在)	全部適用	公務員型			民間譲渡
		の目的である公共福祉を増進するように運営するための制度		◆地方公共団体から独立した法人格を与える う必要はないが、公共性の高い事務事業を ための制度		◆公の施設の管理運営を包括的に行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て、指定する法人・団	◆経営を民間の医療法人等の民間法 人・団体に移譲する
概要		◆地方公営企業法の財務規定等など 部の規定のみを適用 ◆特別会計の設置など一般会計に対 する特例を設けている。	置した場合には、職員の任免、給与	※公務員型は、その業務の停滞が住 民の生活、地域社会、経済の安定に 著しい支障、又はその業務運営にお ける中立性及び公共性を特に確保す る必要がある場合に地方公共団体が 定款で定める		体に期間を定めて委託する制度	
	開設者	◆地方公共団体		◆設立団体(複数の地方公共団体による設	立も可)	◆地方公共団体	◆民間法人・団体
	運営責任者	◆地方公共団体の長	◆事業管理者	◆理事長		◆指定管理者	◆民間法人・団体の長
	病院管理者	◆地方公共団体の長が任命する者 ◆病院長	◆事業管理者が任命する者 ◆病院t長	▶理事長が任命する者 ▶病院長		◆指定管理者任命する者	◆民間法人・団体の長が任命する者
	診療科	◆条例等で定める	7 7 770020	◆定款で定める		◆条例等で定める	◆民間法人・団体の長が定める
基	財産等	◆全ての財産が、地方公共団体に帰属 ◆一定の資産の取得・売却は、議会の議決が必要		◆事業に必要な土地・建物、資本金を設立団体が出資する ◆移行の際は、事業に関する権利・義務を継承する ◆資産の取得や売却が独自の判断で可能		◆土地・建物等基本的財産は、地方 公共団体に帰属 ◆機材等については、指定管理者に 帰属するものもある	◆土地・建物等基本的財産は、民間 法人・団体に譲与する方法と、貸与 する方法がある
事	設立団体(地方 公共団体)の長 の関与	◆地方公共団体の長が運営責任者であり、一般行政と同様	◆事業管理者に一定程度独自の権限が付与されるが、事業運営は基本的な地方公共団体の方針に基づく	◆中期目標の策定、指示◆中期計画の許可、変更命令◆年度計画の届出◆業務実績評価(毎年度、中期目標期間)		◆指定管理者の指定 ◆毎年度終了後、事業報告書を受理 ◆指定管理者が定める利用料金の承 認	◆一般の民間法人・団体と同じ ※移譲の際に、一定の条件等を契約 することは可能
	議会の関与	◆地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定等 ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映される		◆地方独立行政法人の設立 ◆定款の作成・変更 ◆中期目標の作成・変更 ◆中期計画の作成・変更(料金を含む)など ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映する ※毎年度の事業は、議会の議決等は必要なく、議会の関与は基本的な事項 に留まる		◆指定の手続き、管理の基準、業務内容等の条例制定 ◆指定に係る議決 ◆利用料金の基準の制定 ※上記の議決において関与がある	◆一般の民間法人・団体と同じ
	組織	◆条例で設置及び運営の基本を定める る ◆その他は長が規則等で定める	◆条例で設置及び運営の基本を定める ◆ その他は事業管理者が企業管理規程で定める	◆理事長、監事以外の内部組織は理事長が	定める	◆基本協定締結時に、組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査	◆民間法人・団体が定める
組織に関す	定数		※(定数以外は)制度上は独自に定	※理事長権限で必要な組織の設置が 可能 可能	事長権限で必要な組織の設置が 務量に応じた柔軟な人員配置が	◆指定管理者の定めるところによる ※指定管理者の裁量	◆民間法人・団体が定める
る	職員の任免	◆地方公共団体の長	◆事業管理者 ※制度上は、中長期的な視点に立っ た人事配置は可能であるが、人事管 理の負担は大	◆理事長 ※中長期的な視点に立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した人員の確保が可能となる(人事管理の負担は大)		◆ <mark>指定管理者</mark> ※指定管理者の裁量	◆民間法人・団体の長
	職員の身分	◆地方公務員法 ※地方公務員法による兼業禁止などの制約がある		※地方公務員法による兼業禁止など ※一	公務員(法人固有職員) 部(守秘義務等)を除き、地方 員法による制約がない	◆非公務員(法人・団体の職員) ※地方公務員法の制約を受けない。 ただし、守秘義務等は、協定で課す ことが可能	◆非公務員(法人・団体の職員)